

職員出前講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、わかりやすく親しみやすい市役所の実現を図るため、市が市民のグループ等の求めに応じ講座を開講することにより、市政に関する情報を市民に提供する職員出前講座の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 職員出前講座（以下「出前講座」という。）を受講できるものは、原則として市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学している者10人以上で構成された団体及びグループ（以下「団体等」という。）とする。

(講座内容)

第3条 出前講座の内容は、別に定める。

(開講日時)

第4条 出前講座の開講は、原則として佐賀市の休日に関する条例（平成元年佐賀市条例第45条）第1条に規定する市の休日以外の日の午前9時から午後9時までの間に行うものとし、1講座の時間は2時間程度とする。ただし、これによることができない場合において、講座の内容に係る事務の所管課が了承したときは、これ以外により開講することができるものとする。

(開講場所等)

第5条 出前講座の開講場所は、原則として市内の個人の住宅、職場及び公民館等の公共施設とする。ただし、これら以外の場所については、前条の所管課と協議して決定するものとする。

2 会場の手配等は、出前講座を受講する団体等が行い、会場使用料等についても受講する団体等の負担とする。

(申込み)

第6条 出前講座の開講を希望する団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として出前講座開講希望日の2週間前までに、職員出前講座開講申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(回答)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、第4条の所管課と日程等を調整の上、出前講座を開講するかどうかを決定し、職員出前講座開講申込回答書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、出前講座を開講する場合において、必要な条件を付することができる。

(受講の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を開講しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反するとき。

(変更等の届出)

第9条 出前講座を開講する旨の回答を受けたものは、開催日時や開講場所、その他の申出事項に変更があったとき、又は受講を取り消すときは、直ちに市長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(開講決定の取消し)

第10条 市長は、出前講座を開講できない特段の事由が発生したときは、開講決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により開講決定を取り消したときは、職員出前講座開講申込回答書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

3 第1項の規定により団体等が損失を受けても、市長はその責めを負わないものとする。

(講師等)

第11条 出前講座の講師は、原則として講座の内容に係る事務を分掌する部の部長、副部長及び所管課の課長とし、講師派遣料は無料とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

様式第1号

職員出前講座開講申出書

令和 年 月 日

(あて先) 佐賀市長

団体等の名称

代表者 住所

氏名

電話

職員出前講座の開講を希望するので、次のとおり申し出ます。

開講日時	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
開講場所	
講座名	
受講者数	
目的	
備考	

出前講座は、市政の内容を説明するものであり、苦情や陳情の場ではないことを十分にご理解ください。

様式第2号

職員出前講座開講申出回答書

佐市 第 号
令和 年 月 日

様

佐賀市長 秀 島 敏 行

令和 年 月 日付けで申出のありました職員出前講座の開講について、
次のとおり回答します。

開講日時	令和 年 月 日 () 時 分～ 時
開講場所	
講座名	
所管課	
回答の区分	1 開講します。 2 開講できません。
開講する場合の条件及び開講できない理由	